

三種作業免許取得コース(A)

指定番号 0320022-1320032-4

フォークリフト・クレーン・玉掛の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

講習料およびテキスト代

支給対象合計額 125,250 円 (20%相当は 25,050 円)

◆小型移動式クレーンを最初に受講された場合の料金◆

- ・フォークリフト…受講料 41,800 円 テキスト代 1,600 円
- ・小型移動式クレーン…受講料 51,150 円 テキスト代 1,600 円
- ・玉掛け…受講料 27,500 円 テキスト代 1,600 円

◆玉掛を最初に受講された場合の料金◆

- ・フォークリフト…受講料 41,800 円 テキスト代 1,600 円
- ・小型移動式クレーン…受講料 44,000 円 テキスト代 1,600 円
- ・玉掛け…34,650 円 テキスト代 1,600 円